

「FOOD STYLE Kansai 2025」奈良県ブース出展者募集要項

多数のバイヤーが集まる、国産農林水産物・食品の展示商談会である「FOOD STYLE Kansai 2025」に奈良県ブースを設置するにあたり、出展者を募集します。

1. 「FOOD STYLE Kansai 2025」の概要

- (1) 開催内容 国産農林水産物・食品の商談会
- (2) 会 期 令和7年1月22日(水)～23日(木)
- (3) 会 場 インテックス大阪（大阪府大阪市住之江区南港北1丁目5-102）
- (4) 主 催 FOOD STYLE Kansai実行委員会

2. 展示商談会奈良県ブースの概要

- (1) 出展規模 9小間（9出展者）
- (2) 出展小間 トライアルブース（間口1.5m×奥行き1.5m×高さ2.7m（2.25m²））
背面システムパネル（白 高さ2.7m）、社名版、パイプ椅子1脚、会議テーブル1台（W1,200×D600mm）が設置されています。
※隣接する出展者との仕切りパネルはありません。

3. 募集内容

- (1) 応募資格
下記①または②に該当する者で、販路開拓・拡大に意欲的であること。
 - ① 県内で農林水産業を営む者
 - ② 県内に主たる事業所があり、食品の製造または販売を行っている事業者
- (2) 募集出展者数
9事業者
- (3) 出展費用
 - ①奈良県が負担する費用
出展料
【出展料に含まれるもの】
スペース料、背面システムパネル、社名版、テーブル1台、パイプ椅子1脚、共有水道利用料金、招待状（希望枚数）、VIP招待状
 - ②出展者が負担する費用
上記①以外にかかる費用
（商談者の宿泊費、交通費、出展物の輸送費、出展小間装飾費等）

(4) 申込方法

奈良県豊かな食と農の振興課のホームページより申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにてお申し込み下さい。

※メールにて申込書を送付いただいた後2日以内（土日祝日は含めない）に当方から返信がない場合は、お手数ですがお電話にてご確認をお願いします。

(5) 申込書送付先

メール:housyokunou@office.pref.nara.lg.jp

(6) 申込期限

令和6年8月30日(金)正午必着

4. 奈良県による出展者の選考・決定

申込後、申込書をもとに県において選考を行い、出展者を決定し、申込者全員に選考結果を通知します。

5. スケジュール

奈良県ブース出展者募集	令和6年8月30日まで
奈良県ブース出展者決定	令和6年9月上旬（予定）
招待状社名登録締切	令和6年9月中旬（予定）
出展者説明会・各種申請書類配布	令和6年11月上旬（予定）
各種申請書類提出期限	令和6年11月下旬（予定）
会期	令和7年1月22日（水）～23日（木）

6. 奈良県による出展者の選定

応募者多数の場合は、県において出展者を選定し、選定結果は応募者全員にメールにて通知します。選定結果（非選定の理由等）に関する問い合わせには応じかねます。選定にあたっては下記に該当する場合、優位に選定します。

- ・過去(H30年度～)に「アグリフード EXPO」、「FOODEX JAPAN」奈良県ブースへの出展実績がないこと。（令和2年度第15回アグリフード EXPO 東京オンライン商談会は出展実績から除く。FOODEX JAPAN 2025 奈良県ブースへの出展は実績に含む。）
- ・出展予定商品またはその原材料が、奈良らしい商品である（県の特産品、食文化関連商品など）
- ・県内で農林水産業もしくは食品製造業を営む者。

- ・ 出展予定商品の原材料の県内産使用割合が高い。
- ・ 出展予定商品の商品コンセプト・販売ターゲットが明確で、販路開拓・拡大の具体的な戦略がある。

7. 注意事項

- ・ 会場内における盗難、火災、事故、損害、損失、損傷について、奈良県は責任を負いません。
- ・ 奈良県ブースにおける出展者の配置は、出展物の内容等を考慮し奈良県が決定いたします。
- ・ 天災・人災等の災害や、不可抗力その他やむを得ない事由により展示商談会の開催が困難と判断された場合、主催者により展示商談会の延期・中止が決定されます。中止の場合、3. 募集内容（3）②に係る費用やその他に生じた費用などについては、補償できません。
- ・ 出展決定後のキャンセルはできません。
- ・ 出展者は、県から割り当てられた出展スペースのみを使用すること。また、県から割り当てられたスペースを他事業者に譲ったり、共有で利用することは原則できません。
- ・ 会期前後および会期中に主催者及び県が行うアンケート調査等にご協力下さい。
- ・ 会期中の全日程を通じて（準備・撤去期間を含む）担当者がブースに常駐し、商談や来訪者の対応等を行って下さい。
- ・ 主催者から案内される出展者の注意事項や出展規約等を遵守して下さい。
- ・ 奈良県から案内する出展に係る各種申請の締切を遵守して下さい。
- ・ 県の責によらずして発生した出展者の損害および不利益については、出展者が責任を負って下さい。また、出展者と第三者との間で紛争等が生じた際には、出展者の責任と費用負担においてこれを解決して下さい。

8. 問合せ先

奈良県食農部豊かな食と農の振興課
担 当 皆巳(ミナミ)、野村
電 話 0742-27-5427